

## 〔調査結果の概要〕

### 1 年間所定労働時間（表 1、表 2）【集計表第 1-1～1-4 表】

年間所定労働時間（平成 28 年 1 月 1 日から同 12 月 31 日までの 1 年間）をみると、調査産業計では「本社事務」で 1,871 時間 32 分、「主たる事業所の交替なき勤務（以下「交替なき勤務」という。）」で 1,880 時間 29 分、「主たる事業所の 2 交替勤務（以下「2 交替勤務」という。）」で 1,887 時間 27 分、「主たる事業所の 3 交替勤務（以下「3 交替勤務」という。）」で 1,849 時間 53 分となっている。

製造業では、「本社事務」で 1,876 時間 14 分、「交替なき勤務」で 1,883 時間 24 分、「2 交替勤務」で 1,878 時間 01 分、「3 交替勤務」で 1,850 時間 21 分となっている。

表 1 年間所定労働時間

（社、時間：分）

産業区分・年	本社事務		主たる事業所					
			交替なき勤務		2 交替勤務		3 交替勤務	
	集計社数	年間所定労働時間	集計社数	年間所定労働時間	集計社数	年間所定労働時間	集計社数	年間所定労働時間
調査産業計	222	1,871:32	166	1,880:29	67	1,887:27	70	1,849:53
製造業	128	1,876:14	106	1,883:24	55	1,878:01	59	1,850:21
平成 26 年								
調査産業計	220	1,871:33	172	1,879:58	78	1,888:06	77	1,847:57
製造業	141	1,878:24	115	1,883:19	62	1,875:14	64	1,847:57

（注）「主たる事業所」とは、事業を営む上で主要な位置付けにあり、交替勤務に従事する労働者が比較的多い事業所をいう。

年間所定労働時間の分布をみると、調査産業計、製造業ともに「本社事務」、「交替なき勤務」、及び「2 交替勤務」「3 交代勤務」で「1,850～1,900 時間未満」が最も多く、調査産業計で、それぞれ 83 社（集計 222 社の 37.4%）、58 社（同 166 社の 34.9%）、28 社（同 67 社の 41.8%）、29 社（同 70 社の 41.4%）。製造業で、それぞれ 59 社（同 128 社の 46.1%）、43 社（同 106 社の 40.6%）、24 社（同 55 社の 43.6%）、24 社（同 59 社の 40.7%）となっている。

表2 年間所定労働時間分布

(社、%)

産業区分・年	集計社数	1,650 時間未満	1,650 ～1,700 時間未満	1,700 ～1,750 時間未満	1,750 ～1,800 時間未満	1,800 ～1,850 時間未満	1,850 ～1,900 時間未満	1,900 ～1,950 時間未満	1,950 ～2,000 時間未満	2,000 時間以上
本社事務										
調査産業計	222	1	2	6	11	51	83	41	20	7
	(100.0)	(0.5)	(0.9)	(2.7)	(5.0)	(23.0)	(37.4)	(18.5)	(9.0)	(3.2)
製造業	128	—	—	—	—	33	59	25	11	—
	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(25.8)	(46.1)	(19.5)	(8.6)	(0.0)
平成26年										
調査産業計	220	—	2	5	11	55	82	42	18	5
	(100.0)	(0.0)	(0.9)	(2.3)	(5.0)	(25.0)	(37.3)	(19.1)	(8.2)	(2.3)
製造業	141	—	—	—	1	35	64	28	13	—
	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.7)	(24.8)	(45.4)	(19.9)	(9.2)	(0.0)
交替なき勤務										
調査産業計	166	1	1	4	4	40	58	32	18	8
	(100.0)	(0.6)	(0.6)	(2.4)	(2.4)	(24.1)	(34.9)	(19.3)	(10.8)	(4.8)
製造業	106	—	—	—	—	25	43	26	12	—
	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(23.6)	(40.6)	(24.5)	(11.3)	(0.0)
平成26年										
調査産業計	172	—	—	4	8	42	58	39	14	7
	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(2.3)	(4.7)	(24.4)	(33.7)	(22.7)	(8.1)	(4.1)
製造業	115	—	—	—	1	27	46	30	11	—
	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.9)	(23.5)	(40.0)	(26.1)	(9.6)	(0.0)
2 交替勤務										
調査産業計	67	—	1	2	—	12	28	13	7	4
	(100.0)	(0.0)	(1.5)	(3.0)	(0.0)	(17.9)	(41.8)	(19.4)	(10.4)	(6.0)
製造業	55	—	1	2	—	9	24	12	7	—
	(100.0)	(0.0)	(1.8)	(3.6)	(0.0)	(16.4)	(43.6)	(21.8)	(12.7)	(0.0)
平成26年										
調査産業計	78	—	1	2	1	16	29	17	6	6
	(100.0)	(0.0)	(1.3)	(2.6)	(1.3)	(20.5)	(37.2)	(21.8)	(7.7)	(7.7)
製造業	62	—	1	2	—	13	24	16	6	—
	(100.0)	(0.0)	(1.6)	(3.2)	(0.0)	(21.0)	(38.7)	(25.8)	(9.7)	(0.0)
3 交替勤務										
調査産業計	70	1	—	3	5	21	29	9	2	—
	(100.0)	(1.4)	(0.0)	(4.3)	(7.1)	(30.0)	(41.4)	(12.9)	(2.9)	(0.0)
製造業	59	1	—	2	3	20	24	8	1	—
	(100.0)	(1.7)	(0.0)	(3.4)	(5.1)	(33.9)	(40.7)	(13.6)	(1.7)	(0.0)
平成26年										
調査産業計	77	1	3	2	5	27	26	11	1	1
	(100.0)	(1.3)	(3.9)	(2.6)	(6.5)	(35.1)	(33.8)	(14.3)	(1.3)	(1.3)
製造業	64	1	2	2	2	24	23	9	1	—
	(100.0)	(1.6)	(3.1)	(3.1)	(3.1)	(37.5)	(35.9)	(14.1)	(1.6)	(0.0)

## 2 1日の所定労働時間（表3、表4）【集計表第2-1～2-4表】

1日の所定労働時間をみると、調査産業計では「本社事務」で7時間42分、「交替なき勤務」で7時間43分、「2交替勤務」で8時間6分、「3替勤務」で7時間26分となっており、製造業では「本社事務」で7時間45分、「交替なき勤務」で7時間46分、「2交替勤務」で8時間2分、「3交替勤務」で7時間27分となっている。

表3 1日の所定労働時間

(社、時間:分)

産業区分・年	本社事務		主たる事業所					
			交替なき勤務		2交替勤務		3交替勤務	
	集計社数	1日の所定労働時間	集計社数	1日の所定労働時間	集計社数	1日の所定労働時間	集計社数	1日の所定労働時間
調査産業計	222	7:42	166	7:43	66	8:06	69	7:26
製造業	128	7:45	106	7:46	54	8:02	59	7:27
平成26年								
調査産業計	220	7:43	172	7:43	77	8:09	76	7:23
製造業	141	7:46	115	7:46	62	8:08	64	7:23

1日の所定労働時間の分布をみると、調査産業計では「本社事務」「交替なき勤務」「2交替勤務」で「7時間30分超～8時間未満」が最も多く、それぞれ104社（集計222社の46.8%）、74社（同166社の44.6%）、22社（同66社の33.3%）、「3交替勤務」は「7時間超～7時間30分未満」の29社（同69社の42.0%）が最も多くなっている。

製造業では「本社事務」「交替なき勤務」「2交替勤務」で「7時間30分超～8時間未満」が最も多く、それぞれ74社（集計128社の57.8%）、54社（同106社の50.9%）、20社（同54社の37.0%）、「3交替勤務」は「7時間超～7時間30分未満」の24社（同59社の40.7%）が最も多くなっている。

表4 1日の所定労働時間分布

(社)

産業区分・年	集計社数	7:00未満	7:00	7:00超 7:30未満	7:30	7:30超 8:00未満	8:00	8:00超
本社事務								
調査産業計	222	1	10	14	33	104	60	—
製造業	128	—	—	—	25	74	29	—
平成26年								
調査産業計	220	—	8	15	33	107	57	—
製造業	141	—	—	1	23	82	35	—
交替なき勤務								
調査産業計	166	1	7	9	26	74	49	—
製造業	106	—	—	3	18	54	31	—
平成26年								
調査産業計	172	—	7	12	22	84	47	—
製造業	115	—	1	3	15	64	32	—
2交替勤務								
調査産業計	66	—	3	8	4	22	17	12
製造業	54	—	2	6	4	20	14	8
平成26年								
調査産業計	77	—	3	8	8	18	24	16
製造業	62	—	2	6	6	18	18	12
3交替勤務								
調査産業計	69	1	15	29	4	11	5	4
製造業	59	1	12	24	4	10	4	4
平成26年								
調査産業計	76	2	16	32	7	10	6	3
製造業	64	2	14	25	6	9	5	3

### 3 年間休日数（表5、表6）【集計表第4-1～4-4表】

年間休日数をみると、調査産業計では「本社事務」で121.3日、「交替なき勤務」で120.4日、「2交替勤務」で124.8日、「3交替勤務」で115.0日となっており、製造業では、「本社事務」で122.7日、「交替なき勤務」で122.2日、「2交替勤務」で125.2日、「3交替勤務」で115.5日となっている。

表5 年間休日日数

(社、日)

産業区分・年	本社事務		主たる事業所					
			交替なき勤務		2 交替勤務		3 交替勤務	
	集計社数	平均年間休日日数	集計社数	平均年間休日日数	集計社数	平均年間休日日数	集計社数	平均年間休日日数
調査産業計	223	121.3	154	120.4	62	124.8	65	115.0
製造業	129	122.7	96	122.2	50	125.2	54	115.5
平成26年								
調査産業計	219	122.1	169	121.1	75	129.5	74	115.3
製造業	140	122.9	112	122.2	59	131.2	62	116.1

年間休日日数の分布をみると、調査産業計、製造業ともに、「本社事務」、「交替なき勤務」及び「2 交替勤務」は「120～125 日未満」が最も多く、調査産業計でそれぞれ121社(集計223社の54.3%)、72社(同154社の46.8%)、24社(同62社の38.7%)、製造業でそれぞれ75社(同129社の58.1%)、51社(同96社の53.1%)、21社(同50社の42.0%)となっている。

「3 交替勤務」は調査産業計では「120～125 日未満」が最も多く、13社(同65社の20.0%)で、製造業では「100～105 日未満」と「120～125 日未満」が11社(同54社の20.4%)となっている。

表6 年間休日日数分布

(社)

産業区分・年	集計社数	100日未満	100～105日未満	105～110日未満	110～115日未満	115～120日未満	120～125日未満	125～130日未満	130日以上
本社事務									
調査産業計	223	3	7	8	4	13	121	63	4
製造業	129	—	3	—	1	8	75	40	2
平成26年									
調査産業計	219	—	3	6	6	13	129	60	2
製造業	140	—	1	—	1	9	84	44	1
交替なき勤務									
調査産業計	154	2	6	10	4	16	72	42	2
製造業	96	—	2	1	1	12	51	28	1
平成26年									
調査産業計	169	—	3	9	6	18	92	39	2
製造業	112	—	—	3	—	16	61	31	1
2 交替勤務									
調査産業計	62	2	5	5	—	6	24	12	8
製造業	50	1	2	3	—	6	21	11	6
平成26年									
調査産業計	75	—	6	6	1	6	26	15	15
製造業	59	—	1	2	1	5	24	14	12
3 交替勤務									
調査産業計	65	3	12	9	10	8	13	7	3
製造業	54	2	11	7	9	4	11	7	3
平成26年									
調査産業計	74	3	14	12	9	6	13	13	4
製造業	62	2	12	9	8	3	13	11	4

#### 4 変形労働時間制・みなし労働時間制の採用状況

##### (1) 各制度の採用状況(表7)【集計表第6表】

① 1か月単位の変形労働時間制を採用している企業は調査産業計で111社(集計197社の

- 56.3%)、製造業で63社(同120社の52.5%)となっている。
- ② 1年単位の変形労働時間制を採用している企業は調査産業計で60社(集計197社の30.5%)、製造業で41社(同120社の34.2%)となっている。
- ③ フレックスタイム制を採用している企業は調査産業計で143社(集計197社の72.6%)、製造業で104社(同120社の86.7%)となっている。
- ④ 事業場外みなし労働時間制を採用している企業は調査産業計で53社(集計197社の26.9%)、製造業で42社(同120社の35.0%)となっている。
- ⑤ 専門業務型裁量労働制を採用している企業は調査産業計で47社(集計197社の23.9%)、製造業で44社(同120社の36.7%)となっている。
- ⑥ 企画業務型裁量労働制を採用している企業は調査産業計で32社(集計197社の16.2%)、製造業で24社(同120社の20.0%)となっている。

表7 変形労働時間制・みなし労働時間制の採用状況(複数回答)

(社、%)

産業区分・年	集計社数	1か月単位の 変形労働 時間制	1年単位 の変形労働 時間制	フレック スタイム 制	事業場外 みなし労働 時間制	裁量労働のみなし 労働時間制	
						専門 業務型	企画 業務型
調査産業計	197 (100.0)	111 (56.3)	60 (30.5)	143 (72.6)	53 (26.9)	47 (23.9)	32 (16.2)
製造業	120 (100.0)	63 (52.5)	41 (34.2)	104 (86.7)	42 (35.0)	44 (36.7)	24 (20.0)
平成26年 調査産業計	191 (100.0)	109 (57.1)	63 (33.0)	150 (78.5)	59 (30.9)	45 (23.6)	32 (16.8)
製造業	131 (100.0)	67 (51.1)	45 (34.4)	114 (87.0)	49 (37.4)	43 (32.8)	26 (19.8)

## 5 所定外労働に係る割増賃金率

実働8時間を超える所定外労働に係る取扱い

1か月の累計時間数に応じた割増賃金率は次のとおりとなっている。

### ① 1か月45時間以下の場合(表8①)【集計表第7-1表】

調査産業計、製造業とも「30%」が最も多く、それぞれ99社(集計220社の45.0%)、79社(同128社の61.7%)、次いで「25%」がそれぞれ66社(同220社の30.0%)、15社(同128社の11.7%)となっている。平均割増率は調査産業計で28.0%、製造業で29.2%となっている。

### ② 1か月45時間を超え60時間以内の場合(表8②)【集計表第7-2表】

調査産業計、製造業とも「30%」が最も多く、それぞれ82社(集計188社の43.6%)、66社(同105社の62.9%)、次いで「25%」がそれぞれ57社(同188社の30.3%)、13社(同105社の12.4%)となっている。平均割増率は調査産業計で29.5%、製造業で30.9%となっている。

### ③ 1か月60時間超の場合(表8③)【集計表第7-2表】

調査産業計、製造業ともに「50%」が最も多くそれぞれ209社(集計215社の97.2%)、120社(同124社の96.8%)となっている。平均割増率は調査産業計、製造業ともに50.2%となっている。

表8 所定外労働の割増賃金率

①45 時間以下 (社)						
産業区分・	集計社数	25%	25.1~29.9%	30%	30.1%以上	平均割増率
調査産業計	197	66	27	99	5	28.0
製造業	110	15	12	79	4	29.2
平成 26 年						
調査産業	196	56	25	107	8	28.4
製造業	123	18	11	87	7	29.2
②45 時間を超え 60 時間以内						
産業区分・	集計社数	25%	25.1~29.9%	30%	30.1%以上	平均割増率
調査産業計	188	57	22	82	27	29.5
製造業	105	13	7	66	19	30.9
平成 26 年						
調査産業	194	50	22	95	27	29.6
製造業	123	17	10	78	18	30.4
③60 時間超						
産業区分・	集計社数	50%	50.1~59.9%	60%以上		平均割増率
調査産業計	215	209	4	2		50.2
製造業	124	120	3	1		50.2
平成 26 年						
調査産業	215	211	3	1		50.1
製造業	140	137	2	1		50.1

(注)①45 時間以下は、割増賃金率が一定 (定率) の企業の集計結果。

## 6 時間外労働・休日労働に関する労使協定の内容 (主たる事業所)

### (1) 時間外労働

主たる事業所における労使協定で定められている延長することができる時間数 (限度) は、次のとおりである。

#### ① 1 日の限度 (表 9 ①) 【集計表第 8-1 表】

調査産業計、製造業とも「7 時間超」が最も多く、それぞれ 83 社 (集計 164 社の 50.6%)、50 社 (同 95 社の 52.6%) となっている。次いで、調査産業計、製造業とも「4 時間」が 27 社 (同 164 社の 16.5%)、15 社 (同 95 社の 15.8%)、「5 時間」が 17 社 (同 164 社の 10.4%)、11 社 (同 95 社の 11.6%) となっている。平均はそれぞれ 8 時間 14 分、8 時間 04 分である。

#### ② 1 か月の限度 (表 9 ②) 【集計表第 8-2 表】

調査産業計、製造業とも「45 時間」が最も多く、それぞれ 135 社 (集計 182 社の 74.2%)、70 社 (同 107 社の 65.4%)、次いで「40~45 時間未満」が 26 社 (同 182 社の 14.3%)、19 社 (同 107 社の 17.8%)、「30~40 時間未満」が 17 社 (同 182 社の 9.3%)、14 社 (同 107 社の 13.1%) 等となっている。平均はそれぞれ 42 時間 39 分、41 時間 38 分である。

#### ③ 3 か月の限度 (表 9 ③) 【集計表第 8-3 表】

調査産業計、製造業とも「120 時間」が最も多く、それぞれ 19 社 (集計 24 社の 79.2%)、11 社 (同 16 社の 68.8%) となっている。平均はそれぞれ 112 時間 05 分、108 時間 08 分である。

④ 1年の限度（表9④）【集計第8-4表】

調査産業計、製造業とも「360時間」が最も多く、それぞれ182社（集計196社の92.9%）、105社（同115社の91.3%）、次いで「300時間以上360時間未満」が12社（同196社の6.1%）、9社（同115社の7.8%）等となっている。平均はそれぞれ356時間34分、355時間39分である。

表9 所定外労働時間に関する協定内容（主たる事業所）

① 延長することができる時間数 - 1日の限度 -

（社、時間：分）

産業区分・年	集計社数	2時間以上 3時間未満	3時間	3時間超 4時間未満	4時間	4時間超 5時間未満	5時間	5時間超 6時間未満	6時間	6時間超 7時間未満	7時間	7時間超	平均時間
調査産業計	164	—	7	2	27	3	17	1	12	2	10	83	8:14
製造業	95	—	5	1	15	1	11	—	6	2	4	50	8:04
平成26年 調査産業計	160	1	8	4	25	1	21	1	12	3	13	71	7:39
製造業	101	1	6	3	13	—	14	—	7	2	4	51	7:48

② 延長することができる時間数 - 1か月の限度 -

産業区分・年	集計社数	20時間未満	20～30時間 未満	30～40時間 未満	40～45時間 未満	45時間	45時間超	平均時間
調査産業計	182	—	4	17	26	135	—	42:39
製造業	107	—	4	14	19	70	—	41:38
平成26年 調査産業計	189	1	4	18	20	146	—	42:38
製造業	122	—	3	15	18	86	—	42:08

③ 延長することができる時間数 - 3か月の限度 -

産業区分・年	集計社数	50～100時間 未満	100～120時間 未満	120時間	120時間超	平均時間
調査産業計	24	2	2	19	—	112:05
製造業	16	2	2	11	—	108:08
平成26年 調査産業計	25	1	2	20	—	110:36
製造業	19	1	2	14	—	107:38

④ 延長することができる時間数 - 1年の限度 -

産業区分・年	集計社数	200時間未満	200～300時間 未満	300～360時間 未満	360時間	360時間超	平均時間
調査産業計	196	—	2	12	182	—	356:34
製造業	115	—	1	9	105	—	355:39
平成26年 調査産業計	199	—	1	16	182	—	356:17
製造業	129	—	1	11	117	—	355:35

（注）①～④は、特別条項に係るものは除く。

(2) 法定休日の休日労働（表 10）【集計表第 9-1 表】

主たる事業所における労使協定で定められている法定休日に労働させることのできる日数（1か月当たり）をみると、調査産業計、製造業とも「2日」が最も多く、それぞれ46社（集計97社の47.4%）、20社（同46社の43.5%）、次いで「4日」が23社（同97社の23.7%）、14社（同46社の30.4%）等となっている。平均はそれぞれ2.7日、2.8日である。

表 10 法定休日労働に関する協定内容

(社、日)

産業区分・年	集計社数	法定休日に労働させることのできる日数（1か月当たり）						平均日数
		1日	2日	3日	4日	5日	6日以上	
調査産業計	97	7	46	16	23	5	—	2.7
製造業	46	3	20	8	14	1	—	2.8
平成 26 年								
調査産業計	94	5	42	20	25	1	1	2.8
製造業	53	3	20	11	17	1	1	2.9

7 育児・介護に関する休業・休暇及び勤務時間の短縮

(1) 育児休業（表 11）【集計表第 10-1 表】

育児休業をすることができる子の年齢（制度上認められている最長期間）をみると、調査産業計、製造業とも「子が1歳6か月になるまで」が最も多く、それぞれ80社（集計221社の36.2%）、47社（同128社の36.7%）、次いで「子が1歳6か月を超え2歳になるまで」が66社（同221社の29.9%）、40社（同128社の31.2%）等となっている。

表 11 育児休業

(社)

産業区分	集計社数	育児休業をすることができる子の年齢（制度上認められている最長期間）			
		子が1歳6か月になるまで	1歳6か月を超え2歳になるまで	2歳を超え3歳になるまで	3歳を超えても取得できる
調査産業計	221	80	66	54	21
製造業	128	47	40	30	11

(2) 子の看護休暇（子が2人以上の場合）（表 12）【集計表第 10-2 表】

子の看護休暇の最長（限度）日数をみると、調査産業計、製造業とも「1年に10日まで」が最も多く、それぞれ194社（集計217社の89.4%）、109社（同125社の87.2%）となっている。

休暇期間の賃金の取扱いをみると、全額支給期間の平均は調査産業計で10.5日、製造業で9.6日となっている。

表 12 子の看護休暇（子が2人以上の場合）

(社)

産業区分	集計社数	子の看護休暇の最長（限度）日数			
		1年に10日まで	1年に11日以上20日未満	1年に20日以上	期間の制限なし
調査産業計	217	194	9	12	2
製造業	125	109	4	11	1

(注) 「期限の制限なし」は労働者の希望する期間をそのまま認める場合を含む。

(3) 介護休業（表13）【集計表第10-3表】

介護休業の最長（限度）期間をみると、調査産業計、製造業とも「1年」が最も多く、それぞれ128社（集計218社の58.7%）、79社（同126社の62.7%）となっている。

次いで調査産業計、製造業とも「1年超」が37社（同218社の17.0%）、20社（同126社の15.9%）、「通算して93日まで」が34社（同218社の15.6%）、17社（同126社の13.5%）等となっている。

表13 介護休業

（社）

産業区分	集計社数	介護休業の最長（限度）期間				
		通算して 93日まで	93日を超え 1年未満	1年	1年超	期間の制限 なし
調査産業計	218	34	17	128	37	2
製造業	126	17	8	79	20	2

（注）「期限の制限なし」は労働者の希望する期間をそのまま認める場合を含む。

(4) 介護休暇（対象家族が1人の場合）（表14）【集計表第10-4表】

介護休暇の最長（限度）日数をみると、調査産業計、製造業とも「1年に5日まで」が最も多くっており、それぞれ163社（集計216社の75.5%）、91社（同124社の73.4%）、次いで「1年に10日以上」がそれぞれ39社（同216社の18.1%）、25社（同124社の20.2%）となっている。

休暇期間の賃金の取扱いをみると、全額支給期間の平均は調査産業計で7.9日、製造業で6.5日となっている。

表14 介護休暇（対象家族が1人の場合）

（社）

産業区分	集計社数	介護休暇の最長（限度）日数			
		1年に5日まで	1年に6～ 10日未満	1年に10日以上	期間の制限なし
調査産業計	216	163	13	39	1
製造業	124	91	8	25	—

（注）「期限の制限なし」は労働者の希望する期間をそのまま認める場合を含む。

(5) 男性労働者が制度上取得できる休暇（表15）【集計表第10-5】

男性が制度上取得できる休暇の状況は次のようになっている。

① 配偶者出産休暇

配偶者出産休暇の制度上認められている最長（限度）日数をみると、調査産業計、製造業とも「3日～5日」が最も多く、128社（集計197社の65.0%）、81社（117社の69.2%）となっている。平均は調査産業計、製造業とも3.9日となっている。

② 育児参加のための休暇

育児参加のための休暇の制度上認められている最長（限度）日数をみると、調査産業計では「5日以下」が最も多く32社（集計66社の48.5%）、製造業では「5日以下」と「10日超」が最も多く17社（集計42社の40.5%）となっている。平均は調査産業計が15.2日、製造業は17.4日となっている。

表 15 男性労働者が制度上取得できる休暇

① 配偶者出産休暇 (社、日)

産業区分	集計社数	制度上認められている最長(限度)日数			
		2日以下	3～5日	5日超	平均日数
調査産業計	197	56	128	13	3.9
製造業	117	31	81	5	3.9

② 育児参加のための休暇

産業区分・年	集計社数	制度上認められている最長(限度)日数			
		5日以下	6～10日	10日超	平均日数
調査産業計	66	32	10	24	15.2
製造業	42	17	8	17	17.4

(6) 勤務時間の短縮 (表 16) 【集計表第 10-6 表】

① 育児のための勤務時間の短縮

「育児のための勤務時間の短縮」について、勤務時間の短縮をすることができる子の年齢・学年(制度上認められている最長期間)をみると、調査産業計、製造業とも「小学校に入学してから3年生終了まで」が最も多く、それぞれ102社(集計220社の46.4%)、59社(集計127社の46.5%)、次いで「小学4年生以上小学校卒業まで」が50社(同220社の22.7%)、37社(同127社の29.1%)等となっている。

1日の就業時間のうちで短縮が認められる時間の平均は調査産業計、製造業ともに2.4時間となっている。

② 介護のための勤務時間の短縮

「介護のための勤務時間の短縮」について、勤務時間の短縮をすることができる最長(限度)期間をみると、調査産業計、製造業とも、「1年」が最も多く、それぞれ

65社(集計200社の32.5%)、38社(集計116社の32.8%)、次いで「期間制限なし」が46社(同200社の23.0%)、30社(同116社の25.9%)、「1年超」が43社(同200社の21.5%)、22社(同116社の19.0%)等となっている。

1日の就業時間のうちで短縮が認められる時間の平均は調査産業計、製造業ともに2.4時間となっている。

表 16 勤務時間の短縮

① 育児のための勤務時間の短縮 (社)

産業区分	集計社数	制度上認められている最長期間				
		子が3歳になるまで	3歳を超え小学校に入学するまで	小学校に入学してから3年生終了まで	小学4年生以上小学校卒業まで	小学校卒業以降も利用できる
調査産業計	220	31	35	102	50	2
製造業	127	13	18	59	37	—

② 介護のための勤務時間の短縮

(社)

産業区分	集計社数	制度上認められている最長期間				
		通算して 93日まで	93日を超え 1年未満	1年	1年超	期間の制限 なし
調査産業計	200	39	7	65	43	46
製造業	116	21	5	38	22	30

(注) 「期限の制限なし」は労働者の希望する期間をそのまま認める場合を含む。

8 休業・休暇及び勤務時間短縮制度以外の仕事と育児・介護の両立を支援するための措置の採用状況 (表17) 【集計表第11表】

休業・休暇及び勤務時間短縮制度以外の仕事と育児・介護の両立を支援するため、企業が採用している措置(複数回答)をみると、調査産業計では、「超過勤務の免除・制限」が196社(集計215社の91.2%)が最も多く、次いで「フレックスタイム制度」が110社(同215社の51.2%)等となっている。製造業では、「超過勤務の免除・制限」が最も多く111社(集計124社の89.5%)、次いで「フレックスタイム制度」が77社(同124社の62.1%)等となっている。

表17 休業・休暇及び勤務時間短縮制度以外の仕事と育児・介護の両立を支援するための措置の採用状況 (社)

産業区分	集計社数	仕事と育児・介護の両立を支援するための措置の採用状況(複数回答)						
		超過勤務の免除・制限	フレックスタイム制度	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ制度	事業所内保育施設の設定	テレワーク	育児・介護支援サービスの利用費用を助成	その他
調査産業計	215	196	110	107	22	31	77	24
製造業	124	111	77	60	13	24	46	12

9 年次有給休暇制度

(1) 勤続1年未満の者に対する勤続期間別付与日数 【集計表第12-1~12-3表】

勤続1年未満の者に対する年次有給休暇の付与日数を勤続月数別にみると、調査産業計、製造業とも勤続3か月、勤続6か月、勤続9か月すべての勤務月数別で、「10日」とする企業が最も多くなっている。

(2) 勤続1年以上の者に対する勤続期間別付与日数(勤続1年、5年、6年6か月、10年、20年) 【集計表第12-4、12-9、12-11~12-13表】

勤続1年以上の者に対する年次有給休暇の付与日数を勤続年数別にみると、調査産業計では、勤続1年で、「15日」及び「20日」とする企業が最も多くなっている。勤続5年、勤続6年6か月、勤続10年、勤続20年では、ともに「20日」とする企業が最も多くなっている。

(3) 最高付与日数(表18) 【集計表第13、14表】

年次有給休暇の最高付与日数をみると、「20日」とする企業が調査産業計で182社(集計221社の82.4%)、製造業で104社(集計129社の80.6%)と最も多くなっており、平均は調査産業計、製造業とも20.5日となっている。

また、最高付与日数到達勤続年数をみると、「6年」とする企業が最も多く、調査産業計で81社(集計220社の36.8%)、製造業で42社(同129社の32.6%)、次いで「5年」が調査産業計で49社(同220社の22.3%)、製造業で32社(同129社の24.8%)、「1年」が調査産業計で28社(同220社の12.7%)、「1年未満」が製造業で15社(同129社の11.6%)などとなっており、平均は調査産業計が5年2か月、製造業が5年となっている。

表 18 年次有給休暇の最高付与日数（主たる事業所）

(社、日)

産業区分・年	集計社数	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日以上	平均日数
		調査産業計	221	182	11	14	3	3	7	—	—	
製造業	129	104	8	8	2	3	4	—	—	—	—	20.5
平成 26 年												
調査産業計	219	181	10	14	2	3	6	—	—	—	3	20.6
製造業	140	115	7	8	2	3	4	—	—	—	1	20.6

## (4) 年次有給休暇の取得状況（表 19）【集計表第 15-1 表】

本社と主たる事業所における最近 1 年間の年次有給休暇の取得状況(平成 28 年 6 月以前の最近 1 年間の年次有給休暇年度の実績)をみると、調査産業計で 1 人当たりの新規付与日数は 19.6 日、平均取得日数は 13.1 日、1 人当たり年次有給休暇取得率(新規付与日数に対する取得日数の割合)は 66.3%、製造業で 1 人当たりの新規付与日数は 19.8 日、平均取得日数は 14.3 日、1 人当たり年次有給休暇取得率は 71.7%などとなっている。

1 人当たりの取得率の分布をみると、調査産業計では、「50～60%未満」「60～70%未満」の企業が最も多く、37 社(1 人当たりの取得日数について回答のあった集計 191 社の 19.4%)、「70～80%未満」が 28 社(同 191 社の 14.7%)となっている。製造業では「60～70%未満」が 29 社(同 109 社の 26.6%)、「50～60%未満」が 24 社(同 109 社の 22.0%)となっている。

表 19 年次有給休暇の取得状況（本社・主たる事業所）

(社、日、%)

産業区分・年	1 人当たりの年次有給休暇の取得状況		
	新規付与日数	取得日数	平均取得率
調査産業計	19.6	13.1	66.3
製造業	19.8	14.3	71.7
平成 26 年			
調査産業計	20.1	13.6	67.6
製造業	20.3	14.2	69.9

## (5) 長時間労働の削減（表 20）【集計表第 16 表】

長時間労働の削減についての対策の実施状況は、調査産業計では「ノー残業デー(ウィーク)を設定」の実施が 165 社(集計 217 社の 76.0%)で最も多く、製造業では「年次有給休暇の計画的取得の取組み」と「労使で話し合いの場を設けている」が 99 社(集計 126 社の 78.6%)で最も多くなっている。

表 20 長時間労働の削減についての対策の実施状況

(社)

産業区分	集計社数	長時間労働の削減についての対策の実施状況(複数回答)						
		ノー残業デーを設定	業務量平準化などの改善策	時間外労働の目標やインセンティブの設定	年次有給休暇の計画的取得の取組み	記念日休暇等利用しやすい休暇制度	労使で話し合いの場を設定	その他
調査産業計	217	165	128	59	154	142	162	11
製造業	126	95	70	31	99	84	99	6

## 10 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への取組状況（表 21）【集計表第 17 表】

平成 26 年 7 月から 28 年 6 月までの 2 年間ににおける仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への取組状況（複数回答）をみると、何らかの項目について労働組合から要求・申し入れがあった、あるいはそれら項目について、実施した企業は調査産業計で 190 社、製造業で 108 社であった。

労働組合から要求・申し入れがあった項目は、調査産業計、製造業とも「育児・介護・看護のための休業・休暇制度の拡充」がそれぞれ 75 社（集計 190 社の 39.5%）、40 社（同 108 社の 37.0%）と最も多く、「育児・介護のための勤務時間短縮制度の導入・拡充」がそれぞれ 58 社（同 190 社の 30.5%）、28 社（同 108 社の 25.9%）、「出退勤の時間管理の徹底」がそれぞれ 42 社（同 190 社の 22.1%）、22 社（同 108 社の 20.4%）等となっている。

また実際に、労働組合からの要求の有無にかかわらず企業が実施した項目は、調査産業計では「育児・介護・看護のための休業・休暇制度の拡充」が 82 社（集計 190 社の 43.2%）と最も多く、次いで「出退勤の時間管理の徹底」が 81 社（同 190 社の 42.6%）、「育児・介護のための勤務時間短縮制度の導入・拡充」が 66 社（同 190 社の 34.7%）等、製造業では「出退勤の時間管理の徹底」が 42 社（集計 108 社の 38.9%）と最も多く、次いで「育児・介護・看護のための休業・休暇制度の拡充」が 41 社（同 108 社の 38.0%）、「育児・介護のための勤務時間短縮制度の導入・拡充」が 32 社（同 108 社の 29.6%）等となっている。

表 21 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への取組状況（複数回答）  
（社、%）

産業区分・年	集計社数	育児・介護・看護のための休業・休暇制度の拡充	育児・介護のための勤務時間短縮制度の導入・拡充	出退勤の時間管理の徹底	休日増	年次有給休暇の時間単位の取得制度の導入・拡充	所定労働時間の短縮
調査産業計 組合要求項目	190 (100.0)	75 (39.5)	58 (30.5)	42 (22.1)	38 (20.0)	27 (14.2)	26 (13.7)
企業実施項目	190 (100.0)	82 (43.2)	66 (34.7)	81 (42.6)	32 (16.8)	19 (10.0)	15 (7.9)
製造業 組合要求項目	108 (100.0)	40 (37.0)	28 (25.9)	22 (20.4)	16 (14.8)	18 (16.7)	16 (14.8)
企業実施項目	108 (100.0)	41 (38.0)	32 (29.6)	42 (38.9)	14 (13.0)	10 (9.3)	10 (9.3)
平成 26 年 調査産業計 組合要求項目	171 (100.0)	56 (32.7)	47 (27.5)	42 (24.6)	22 (12.9)	16 (9.4)	17 (9.9)
企業実施項目	171 (100.0)	61 (35.7)	48 (28.1)	73 (42.7)	6 (3.5)	8 (4.7)	8 (4.7)
製造業 組合要求項目	107 (100.0)	31 (29.0)	27 (25.2)	28 (26.2)	15 (14.0)	12 (11.2)	10 (9.3)
企業実施項目	107 (100.0)	38 (35.5)	33 (30.8)	47 (43.9)	4 (3.7)	6 (5.6)	8 (7.5)